（船舶登記規則の一部改正）

第二条　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
（不動産登記規則の準用） **第四十九条**　［略］	
読み替える規定	読み替えられる字句
［略］	
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項
	検索用情報の申出（第百五十八条の三十九第二項に規定する検索用情報同時申出又は第百五十八条の四十第二項に規定する検索用情報単独申出をいう。第三項において同じ。）、代替措置等申出
第二十七条の二第三項	検索用情報の申出に関する書類、代替措置等申出
［略］	

改正後	
読み替える字句	
船舶登記規則第四十七条の三第二項	
代替措置等申出	
代替措置等申出	

改正前	
（不動産登記規則の準用） **第四十九条**　［同上］	
読み替える規定	読み替えられる字句
［同上］	
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項
［同上］	

改正前	
読み替える字句	
船舶登記規則第四十七条の三第二項	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第三条　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
（不動産登記規則の準用） **第四十条**　［略］		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項	農業用動産抵当登記規則第三十八条の三第二項
	検索用情報の申出（第百五十八条の三十九第二項に規定する検索用情報同時申出又は第百五十八条の四十第二項に規	代替措置等申出

改正前		
（不動産登記規則の準用） **第四十条**　［同上］		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項	農業用動産抵当登記規則第三十八条の三第二項